

長期優良住宅災害配慮基準について

長期優良住宅法第6条第1項第4号に掲げる自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 認定を受けようとする住宅が、次の各号に掲げる区域に建築されるものでないこと。ただし、宅地の安全化を図る開発行為等により、区域の指定が解除されることが決定している場合はこの限りでない。
 - ア 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
 - イ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
 - ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- (2) 認定を受けようとする住宅が、これらの区域に係る建築に関する制限の基準に適合するものであること。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の規定により指定された災害危険区域
 - イ 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第72条第1項に規定する津波災害特別警戒区域
 - ウ 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項に規定する浸水被害防止区域